

# ふろろず 相談室

## 相続手続き③

家族が亡くなった後、複雑な相続手続きに頭を悩ませる人は多い。相続手続きの流れと留意点について、相続に詳しい司法書士法人田子事務所代表の田子洋督司法書士に話を聞いた。今回は「遺産分割協議」について。

相続が発生すると、相続財産はいったん相続人全員の共有財産となり、これを各相続人の単独所有とするためには、遺産分割が必要で、被相続人が亡くなった後、数いる場合、遺産分割協議により遺産分割の内容を決定することになり、遺産分割に関する法律には細かい規定はなく、各相続人の法定相続分もあくまで目安にすぎません。遺産分割の内容は、相続財産と各相続人の事情を考慮しつつ、相続人同士の話し合いで自由に決めることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の合意が必要で、一人でも反対する人がいると成立しません。それぞれの相続人が、他の相続人の事情を全く考慮することなく、自分の考えだけを一方的に主張すると、まとまる話もまとまらなくなってしまう。円満な遺産分割のためには、ほかの相続人の事情を思いやり、ある程度譲歩する姿勢も必要です。なお、相続人同士の仲が悪い場合、相続人の人数が多く互いに疎遠な場合、行方不明の相続人、行方不明の相続人の仲が悪い場合、相続人

# 遺産分割協議は全員の合意必要



司法書士法人田子事務所「市川本店」のエントランス

円満解決には譲歩や専門家のアドバイスも

人がいる場合、認知症の相続人がいる場合(代理人として成年後見人の選任が必要)など、遺産分割協議が円滑に進まないことが予想できる場合には、遺産分割協議をしないでも済むように、遺産を作成しておくことをおすすめします。

また、遺産分割協議に際しては、相続に詳しい専門家のアドバイスが有効です。相続は人生で何人も経験するものではなく、相続について十分な知識を備えている人は、それほど多くありません。法律の間違った解釈により、公平な相続が阻害されたり、トラブルが発生したりしているケースも少なくありません。また、相続税がかかる相続においては、遺産分割の内容によって、相続税額が大きく変わってくる可能性もあります。当事務所では、相続に詳しい税理士など、他の士業とも連携し、十分なアドバイスをご提供できる態勢を整えています。

遺産分割協議が成立したら、「遺産分割協議書」を作成するのが一般的です。遺産分割協議書の作成で悩みの場合は、当事務所の専門家に相談ください。(司法書士法人田子事務所)



学究派九段・青野照市が系断る

勝負師たちの系譜

おの・てるい 1953年1月31日、静岡県焼津市生まれ。68年に4級で故廣津久雄九段門下に入る。74年に四段に昇段し、プロ棋士となる。94年にA級通算11期。これまでに勝率第一位賞や連勝賞、升田幸三賞を獲得。将棋の国際普及にも努め、2011年に外務大臣表彰を受けた。13年から17年2月まで、日本将棋連盟専務理事を務めた。

最年少記録を、次々と塗り替えてきた藤井聡太竜王だが、またまた到達していない記録は多い。

先週の将棋大賞の項でも示

録更新は今後も難しいかもしれない。原のレベルまでは追いついていない。

また年度勝ち星数も、やはり羽生が持っている68(2000)。藤井の最高は61だ。記録の29(2000)。

記録部門で

は唯一、連勝

記録の29(2000)

しかし今月から始まった名人戦(1967名人数)である。そのうち大山は44回勝ち、敗れてもまた、タイトルを取り返している。

もちろん藤井にとって、長期の記録はこれからだ。すべてのタイトル戦に出るといふのは、大山時代の5棋戦に比べ8棋戦になった今は、さらにハードルが高くなっている。

しかし今月から始まった名人戦(1967名人数)である。そのうち大山は44回勝ち、敗れてもまた、タイトルを取り返している。

もちろん藤井にとって、長期の記録はこれからだ。すべてのタイトル戦に出るといふのは、大山時代の5棋戦に比べ8棋戦になった今は、さらにハードルが高くなっている。

そのうち大山は44回勝ち、敗れてもまた、タイトルを取り返している。

もちろん藤井にとって、長期の記録はこれからだ。すべてのタイトル戦に出るといふのは、大山時代の5棋戦に比べ8棋戦になった今は、さらにハードルが高くなっている。

しかし今月から始まった名人戦(1967名人数)である。そのうち大山は44回勝ち、敗れてもまた、タイトルを取り返している。

もちろん藤井にとって、長期の記録はこれからだ。すべてのタイトル戦に出るといふのは、大山時代の5棋戦に比べ8棋戦になった今は、さらにハードルが高くなっている。

### 「相続のお悩み&ご相談」受け付け中 初回無料

司法書士法人田子事務所は、相続手続きのほか、相続放棄、遺言作成、生前贈与など、相続全般に関するさまざまなお悩みのご相談を受け付けています。また、超高齢社会を生きるための資産管理、任意後見、死後

事務委任などにも力を入れています。

ご相談は、初回無料。市川本店、錦糸町支店、船橋支店のうち、ご都合の良い拠点にご連絡ください(平日9~20時)。「タリフジを見た」とお伝えください。

- 【市川本店】千葉県市川市市川1の7の15 カメイビル203。電話047・704・8500
- 【錦糸町支店】東京都墨田区錦糸3の8の8 リヴェール・ツムラ1001。電話03・6659・3610
- 【船橋支店】千葉県船橋市本町2の2の7。電話047・402・2345

相続受け付けます

一般社団法人シニアライフふろろず相談室

9時~17時30分

・フックス03-5999-2246(平日)

・170-0013 東京都豊島区池袋1-33-8 NBF池袋タワー16階